

○ 基発第245号通達 (労災の画像診断料)

昭和41年3月28日

労働省労働基準局労災補償部長 中村 博
社団法人全日本柔道整復師会会長 金井良太郎

(写)

各都道府県労災基準局長 殿
労災基準局長

柔道整復師の施術にかかるレントゲン診断の療養補償上の取り扱いについて

柔道整復師の施術の療養補償上の取り扱いについて昭和33年12月12日基発第784号及び昭和40年3月29日基発第345号通達により実施しているところであるが、今般柔道整復師の施術の実情に鑑み、柔道整復師が傷病労働者の施術を行うにあたり、レントゲン診断が行われた場合の料金について、昭和41年4月1日以降、療養費の対象として認めることとし下記の通り取り扱うこととしたから遺憾のないよう処理されたい

記

1. 取扱いの対象

取扱いの対象は、柔道整復師の施術に関する適法に行われたレントゲン診断であって、照射(撮影を含む)が、診療エックス線技師の資格を有する柔道整復師によって行われたものとする

2. 費用の捻出

補償費の額は、健康保険における診療報酬点数表(乙表)(昭和33年厚生省告示177号)の点数に単価11円50銭を乗じて算出するものとする

3. 請求手続

補償費の額は柔道整復師の施術についての他の費用の請求手続によるほか、その請求書には、当該レントゲン診断が適法に行われたものであることの証明を付するものとする(照射録)

(以下 略)